

城北

令和5年12月22日

佐野市立城北小学校

発行者 片岡 博志

今年も残すところわずか1か月となりました。季節の移り変わりは早いもので、校庭で走り回って遊ぶ児童の息が白く見えるほどです。今年も城北小では様々な活動を行いました。それらを通して児童は日々多くを感じ、吸収し、成長していているのだなと感じました。

☆PTA 人権講演会

7月7日（金）、3年ぶりとなるPTA 人権講演会を開催しました。城北小学校150周年の節目の年に、「明善館」ゆかりの一向寺、38代住職の東好章様をお招きし、家族とのつながりやコロナ禍での人の心の変容など、貴重なお話をたくさん聞かせていただくことができました。

「人は生きているだけで、優劣の判断以前の尊い存在。そして、子どもたちが自分に自信をもち、楽しく生きていることは『存在が輝いている』ということ。」

「人は完璧である必要がないし、できなくて当たり前。完璧ではないからこそ、人は死ぬまで成長することができる。」

特に心に残った言葉を掲載させていただきましたが、この他にも、これまでの自分自身の考え方を改めるきっかけになる、また、忘れかけていたことを思い出すことができる、そんな言葉がたくさん散りばめられていたように思います。

子どもたちが楽しさを感じられるよう、楽しさを自分で見つけられるように、我々大人が手助けをしたいものです。そして、先を生きる一人の人間として、生きる道しるべとなるよう日々心がけながら、学校、地域全体で子どもたちの成長を見守りたいと強く感じました。



☆教職員で同和問題に関する研修をしました

佐野市同和対策専門員の方のお話を拝聴しました。ご自身の幼少期の経験をもとに、信頼される教員になるためには子どもの話に耳を傾けることが重要であるということをお話しいただきました。大人が話を聞くことで、子どもは大きな安心感を得ることができます。そして、その安心感は、豊かな人格形成につながると考えられます。些細な話でも子どもと同じ目線で話を聞き、一緒に悩んだり、笑ったりすることが大切だと思いました。



◎差別解消に向けて

人権とは、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもつ権利であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものだと考えられています。

出典「人権の擁護」（令和5年9月発行、法務省人権擁護局）



明治時代に「解放令」（被差別部落民への「えた」「ひにん」の名称撤廃と平民同等にするという令）が出されました。しかし、被差別部落の人たちに対する就職、教育、結婚などへの差別が解消することはありませんでした。これに対し、部落出身者たちが自らの力で平等を勝ち取ろうとする、部落解放運動が起こりました。



被差別部落出身者に対する根拠のない差別を「部落差別（同和問題）」といい、今も差別は残っています。国は、差別をなくすために、2000年に「人権教育啓発推進法」を制定し、人権を尊重する教育を行うことを定めました。しかし、依然として差別は残っており、差別解消に向けた社会づくりが求められています。学校でも、人権教育や啓発活動を通じて、子どもたちに差別をしない・許さないという心を育てていきます。

参照「部落差別（同和問題）を解消しましょう」（法務省）

偏見や差別に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。私たちは先入観をもたずに、一人一人の存在が大切にされる社会の実現を目指していかなければなりません。